

厚生労働大臣が定める揭示事項

1 入院基本料について

当院では、各病棟において下記の看護職員を配置しております。

病棟	病床区分	1日に勤務している看護職員の人数	看護職員1人当たりの受け持ち数	
			10:00～18:00	18:00～10:00
2階病棟	障害者施設等 入院基本料 10対1	9人以上(看護師・准看護師)	5人以内	10人以内
3階病棟		13人以上(看護師・准看護師)	5人以内	15人以内
4階病棟		14人以上(看護師・准看護師)		
5階病棟				

※曜日により傾斜配置がございますので平均の配置人数です。

2 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用について

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。医薬品の供給状況によって医薬品が不足等する場合がございます。その際であっても治療計画等の見直しを行うなど、適切に対応する体制を有しております。治療計画の変更、または投与する薬剤を変更する可能性がありますので変更を行う場合には入院患者様またはご家族様に説明致します。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

※後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは
ジェネリック医薬品は、新薬の特許が切れた後に製造販売されるお薬で、新薬と同じ有効成分で作られ、効き目が新薬と同等であると国に承認されたお薬です。

3 明細書発行体制について

医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、窓口にお申し出ください。

4 入院時食事療養費について

当院では、入院時食事療養費(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)・適温で提供しています。

入院時食事療養費の患者様ご負担金額

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
限度額適用区分「ア～エ」	一般所得者	510円	
		指定難病患者	300円
限度額適用区分「オ」 (低所得者:住民税非課税)	低所得者Ⅱ	90日目まで	240円
		91日目以降※	190円
該当なし	低所得者Ⅰ (老齢福祉年金受給権者)	110円	

※限度額適用区分「オ」及び低所得者Ⅱの91日目以降の食事代について
事前に保険者に申請する必要があります。自動適用されませんのでご注意ください。

5 医療情報取得加算

当院はマイナンバーカード保険証による電子資格確認を行う体制を有しております。質の高い診療を実施するためにマイナンバーカードによる保険情報・医療情報・薬剤情報を取得し、その情報を活用して診療を行っております。正確な情報を取得・活用していく為に、マイナンバーカード保険証によるオンライン資格確認の利用のご協力をお願い致します。

6 選定療養費(特別な療養の提供 特別室・個室)

病室	種別	差額(1日あたり)
301	1人室	5,500円
401	1人室	5,500円
501	1人室	5,500円

7 保険外徴収について

項目	単位	料金(税込)	項目	単位	料金(税込)
病衣代	1日	204円	一般診断書(保険会社・持込)	1枚	7,700円
紙オムツ(SS)	1枚	180円	特定疾患申請書(新規・継続)	1枚	3,300円
紙オムツ(S)	1枚	180円	その他意見書	1枚	3,300円
紙オムツ(小さめM)	1枚	180円	臨床調査個人票	1枚	3,300円
紙オムツ(M)	1枚	183円	死亡診断書	1枚	11,000円
紙オムツ(小さめL)	1枚	216円	死亡診断書(2通目以降)	1枚	5,500円
紙オムツ(L)	1枚	216円	身体障害者診断書	1枚	11,000円
紙オムツ(大きめL)	1枚	216円	年金診断書	1枚	11,000円
尿取パッド(男女兼用レギュラー)	1枚	97円	成年後見人診断書	1枚	16,500円
尿取パッド(サラケアロングスーパード)	1枚	117円	肺炎球菌ワクチン	1回	8,000円
尿取パッド(ハイパー1600)	1枚	180円	インフルエンザワクチン	1回	2,700円
理髪代	1回	2,420円	带状疱疹ワクチン(不活化)	1回	20,000円
カラー	1回	8,080円	死後処置料		22,000円
おむつ使用証明書	1枚	550円	カルテ開示手数料	1回	2,200円
領収証明書	1枚	550円	各書類の写し(コピー代)白黒	1枚	10円
証明書	1枚	1,100円	各書類の写し(コピー代)カラー	1枚	220円
一般診断書(病院様式)	1枚	5,500円	CD-R(放射線画像検査の複写に限る)	1枚	550円

施設基準届出一覧表

2026年（令和8年）4月1日現在

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準に基づき下記の届出を行っています。

【基本診療料の施設基準】

障害者施設等入院基本料（10対1入院基本料）			
夜間看護体制加算	（障害入院）	第310683号	令和8年1月28日届出
看護補助体制充実加算1			
特殊疾患入院施設管理加算	（特施）	第21-2596号	平成21年9月1日届出
療養環境加算	（療）	第387691号	令和元年9月2日届出
医療安全対策加算2（医療安全対策地域連携加算2）	（医療安全2）	第301655号	平成30年10月31日届出
患者サポート体制充実加算	（患サポ）	第287065号	平成29年3月31日届出
後発医薬品使用体制加算 3	（後発使3）	第310637号	令和4年4月1日届出
データ提出加算 3 口（医療法上の許可病床数が200床未満）	（データ提）	第315957号	令和5年12月27日届出
診療録管理体制加算 3	（診療録3）	第310710号	令和5年12月27日届出
外来・在宅ベースアップ評価料（I）	（外在ベI）	第1773号	令和6年6月3日届出
入院ベースアップ評価料32	（入ベ32）		令和8年3月30日届出
栄養サポートチーム加算	（栄養チ）	第310507号	令和6年11月26日届出

【特掲診療料の施設基準】

薬剤管理指導料	（薬）	第287067号	平成29年3月31日届出
医療機器安全管理料 1	（機安1）	第287068号	平成29年3月31日届出
検体検査管理加算（I）	（検I）	第21-2118号	平成21年6月29日届出
検体検査管理加算（II）	（検II）	第254306号	平成25年6月26日届出
神経学的検査	（神経）	第20-4309号	平成20年6月2日届出
CT撮影及びMRI撮影（1.5テスラ以上）	（C・M）	第310654号	令和元年5月1日届出
無菌製剤処理料	（菌）	第287066号	平成29年3月31日届出
脳血管疾患等リハビリテーション料（II）	（脳II）	第282113号	平成28年11月25日届出
保険医療機関間の連携による病理診断	（連携診）	第309785号	令和5年1月31日届出
特別の療養環境の提供（室料差額）			平成26年4月11日届出

【その他の施設基準】

入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）	（食）	第287290号	平成29年3月31日届出
酸素の購入価格	（酸素）		令和8年1月24日届出

令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。
例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、
差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



- ※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。
- ※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。
- ※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。
- ※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。